

## 柳井市若者交流応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柳井市内の企業が若者人材の定着を目的として自ら企画し、実施する事業について、事業に要する経費の一部を補助する柳井市若者交流応援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 15歳から39歳までの者をいう。
- (2) 柳井地区広域圏 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町をいう。
- (3) 市内企業 柳井市内に本社又は本店所在地を有する法人をいう。

### (補助対象事業)

第3条 対象となる事業は、市内企業が柳井地区広域圏内の企業間連携による若者を対象とし、若者の孤独解消、余暇の充実、企業における若者人材の定着と柳井地区広域圏への若者定住を促進するために実施する交流事業であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 交流事業は、3回以上開催すること。
- (2) 開催場所は、柳井市内とすること。
- (3) 柳井地区広域圏の5社以上の企業が参画すること。
- (4) 各回とも、30人以上を定員とすること。
- (5) 開催時間は、おおむね平日の勤務時間中とすること。
- (6) 各回とも、若者の仕事、生活の質の向上に関連する研修を実施すること。
- (7) 研修には、本市が指定するプログラムを1回組み入れること。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な経費とし、別表のとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その額は、補助対象経費の10分の10に相当する金額で、150万円を限度とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (公募)

第6条 市長は、補助対象事業の実施主体を市内企業から公募するものとする。

2 市長は、前項の募集に関する事項について公募要領を定め、これを公表するものとする。

### (決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募があったときは、その内容を審査の上、当該事業の採択の可否を決定し、その結果を柳井市若者交流応援事業審査結果通知書（別記第1号様式）により応募企業に通知する。

（補助金の交付申請）

第8条 採択された補助対象事業の応募企業（以下「補助対象企業」という。）は、柳井市若者交流応援事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があった場合は、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、柳井市若者交流応援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により補助対象企業に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請）

第10条 前条の規定により通知を受けた補助対象企業は、補助対象事業の内容及び補助対象経費の変更をしようとする結果、補助金交付決定額に変更が生じるときは、関係書類を添えて柳井市若者交流応援事業補助金変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助金の交付申請額は前条の規定により既に通知された補助金交付決定額を超えることができないものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の変更承認申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、柳井市若者交流応援事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により補助対象企業に通知するものとする。

（補助対象事業の中止の届出）

第11条 補助対象企業は、第9条又は前条の規定により通知を受けた後において、補助対象事業を中止しようとするときは、柳井市若者交流応援事業中止届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象企業は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて柳井市若者交流応援事業補助金実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を柳井市若者交流応援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により補助対象企業に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助対象企業は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受領後、柳井市若者交流応援事業補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第9条の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする補助対象企業は、柳井市若者交流応援事業補助金概算払請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助対象企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(3) 第10条又は第11条に規定する申請又は届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象企業に対し、柳井市若者交流応援事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象企業に対し、柳井市若者交流応援事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 市長は、補助対象企業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、補助対象企業に対し、柳井市若者交流応援事業補助金概算払精算差額返還命令書（別記第13号様式）により期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	経費の種類
企画費	事業の企画、調整、運営等に従事する者に係る経費
報償費	講師及び専門家への謝礼等
旅費	宿泊費、交通費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	看板作成料、会場設営料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
その他の経費	市長が特に必要かつ相当と認めた経費

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費と認めない。

- ・食糧費
- ・備品購入費
- ・補助対象事業の実施と直接関係がないと認められる経費
- ・上記補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額